

令和4年4月14日

## 懲戒処分の公表

下記のとおり懲戒処分を行ったので、「職員の懲戒処分の公表基準」に基づき公表します。

### 記

#### 1 非違行為の概要

当該職員は、令和3年度当時在職していた教育総務課において、涌谷町文書取扱規程に基づかない事務処理を繰り返し、公文書を毀棄するなどの不適切な事務処理を行い、事務事業に支障をきたしたものの。

また、令和3年秋頃、涌谷町役場西庁舎内の女子トイレにおいて、早朝人影があったとの通報を受け、本人に確認したところ正当な理由もなく不法に侵入したことを認めた。

よって、地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号（職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合）並びに同法第29条第1項第3号（全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合）の規定に基づき停職処分としたものである。

また、管理監督が不十分であったとして、当時の課長に対し嚴重注意処分したものの。

#### 2 処分発令日 令和4年4月14日

#### 3 当事者

- ① 被処分者 総務課 男性 50代
- ② 処分の種類 懲戒処分 停職（3か月）

#### 4 管理監督者

教育総務課 課長 男性 50代 嚴重注意

#### 【町長コメント】

本町職員がこのような事態を惹き起こし、職員全体の信用を著しく失墜させたことは、町民の皆様及び関係団体の皆様に対し心からお詫び申し上げます。

関係職員に対しては、厳正な処分をもって対応させていただきました。

今後は、法令を遵守し、適正な事務執行に一層努めるとともに、部下職員に対する指導強化について、管理監督する立場にある管理職員に対し、より強く注意喚起を行ってまいります。